項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止又は法第百三条第二項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の三の処分書を、法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の処分書を、法第百四条の二の四第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の二の処分書を交付することにより行うものとする。

第三十一条の三　法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
［略］	［略］
法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）。	
［略］	
法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する法第百三条第四項又は法第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき。	一　［略］ 二　法第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分を受けた者にあつては、当該処分に係る免許の種類 ［三～七　略］
［略］	［略］
法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。	［略］
認知機能検査を受けたとき。	［一～四　略］ 五　認知機能検査の結果

項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止又は法第百三条第二項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の三の処分書を、法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の処分書を交付することにより行うものとする。

第三十一条の三　［同上］

報告する場合	事項
［同上］	［同上］
法第九十一条の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）。	
［同上］	
法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百三条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定による処分をしたとき。	一　［同上］ 二　法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による処分を受けた者にあつては、当該処分に係る免許の種類 ［三～七　同上］
［同上］	［同上］
法第百二条第一項から第三項までの規定による命令をしたとき。	
認知機能検査を受けたとき。	［一～四　同上］ 五　第二十九条の三第一項に規定するA、B及びCの数値